

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時
平成 30 年 4 月 9 日（月曜日）
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 31 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員
- 4 欠席委員
吉田敬子委員
- 5 事務局職員
赤坂担当書記、羽澤担当書記、鈴木併任書記、千葉併任書記、工藤併任書記
- 6 説明のため出席した者
上田農林水産部長、阿部技監兼林務担当技監、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、千葉農村整備担当技監、
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、岩淵漁港担当技監、千葉競馬改革推進室長、
及川理事心得、菊池参事兼団体指導課総括課長、
多田参事兼農村計画課総括課長、
照井農林水産企画室企画課長、山本農林水産企画室管理課長、
関口団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、
藤代農業振興課総括課長、中村農業振興課担い手対策課長、
菊池農業普及技術課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、
伊藤農村建設課総括課長、菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、
村上畜産課特命参事兼振興・衛生課長、大畑林業振興課総括課長、
橋本森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、
久慈森林保全課総括課長、森山水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、
佐々木漁港漁村課漁港課長、菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、
小原県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件

(1) 継続調査

「第73回全国植樹祭の開催について」

9 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

吉田敬子委員は出産を前にいたしまして、体調を考慮して欠席とのことですので、御了承願います。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

赤坂担当書記。

山本併任書記。

鈴木併任書記。

工藤併任書記。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、新任の上田幹也農林水産部長を御紹介いたします。

○上田農林水産部長 上田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○名須川晋委員長 続きまして、新任の内宮明俊理事を御紹介いたします。

○内宮理事 内宮でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○名須川晋委員長 続きまして、新任の阿部義樹技監兼林務担当技監を御紹介いたします。

○阿部技監兼林務担当技監 阿部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○名須川晋委員長 上田農林水産部長から農林水産部の新任の方々を御紹介願います。

○上田農林水産部長 それでは、農林水産部の新任職員を紹介いたします。

千葉匡農村整備担当技監でございます。

岩渕和弘漁港担当技監でございます。

千葉義郎競馬改革推進室長でございます。

菊池光洋参事兼団体指導課総括課長でございます。

多田繁参事兼農村計画課総括課長でございます。

山本卓美農林水産企画室管理課長でございます。

高橋浩進流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監でございます。政策地域部国際室国際監を兼任しております。

藤代克彦農業振興課総括課長でございます。

伊藤啓治農村建設課総括課長でございます。

佐藤実農産園芸課水田農業課長でございます。

菊池伸也畜産課総括課長でございます。

村上隆宏畜産課特命参事兼振興・衛生課長でございます。

橋本卓博森林整備課総括課長でございます。

久慈敏森林保全課総括課長でございます。

森山拓也水産振興課漁業調整課長でございます。

小上俊雄競馬改革推進室特命参事でございます。

中井一広海区漁業調整委員会事務局長でございます。

以上をもちまして新任職員の紹介を終わります。

○名須川晋委員長 以上で執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより第73回全国植樹祭の開催について調査を行います。調査の進め方についてありますが、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○橋本森林整備課総括課長 それでは、2022年の第73回全国植樹祭の開催に向けた招致の取り組みについて、資料に基づき御説明させていただきます。

資料は、カラーの横の資料になっておりまして、ページ番号は右上のところに緑の丸数字で記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、2ページ目をお開きください。まず、全国植樹祭について御説明いたします。全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林、緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事として、昭和25年に山梨県で第1回が開催され、毎年春に各都道府県の持ち回りで開催しているものです。また、全国植樹祭は、天皇皇后両陛下の御臨席のもとで開催され、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会に並ぶ三大行幸啓として、国内でも重要で伝統的な行事として位置づけられております。

主催者は公益社団法人国土緑化推進機構と開催都道府県となっております。この国土緑化推進機構という団体は、都道府県の緑化推進委員会と連携し、緑の募金運動を展開するとともに、さまざまな緑化運動を推進している団体であり、現在の理事長は東京大学元総長の佐々木毅氏、会長は衆議院議長、最高顧問は参議院議長となっております。

次に、開催時期ですが、毎年5月か6月中旬の期間で開催日が選定されており、開催前の1年前に宮内庁と協議の上で日程が決定されると聞いており、ことしの福島県開催では6月10日に開催するということになっております。

続いて、開催概要ですが、植樹祭当日は式典行事と植樹行事が行われ、式典行事では両陛下によるお手植え、お手まき——いわゆる種まきですけれども——お手まきや、緑化功労者の表彰行事が行われるほか、プロローグやエピローグとして各都道府県の趣向を凝らしたアトラクションが行われます。植樹行事では、通常式典行事の前に参加者による植樹活動が行われますほか、関連行事として、植樹祭の前日に天皇皇后両陛下の御来県や招待者の来訪を歓迎する歓迎レセプション、全国の林業労働者が一堂に会して活動報告等を行う全国林業後継者大会が開催されます。

3ページをお開きください。続いて、過去の岩手県における全国植樹祭の開催状況について御説明いたします。今から44年前の昭和49年5月、旧松尾村、現在の八幡平市の県民の森において、大会テーマを自然と産業が調和する豊かな緑の創造とし、約1万6,000

人が参加し、第25回全国植樹祭を開催しました。記念式典では、両陛下が南部アカマツをお手植えされました。また、それまでの針葉樹のみの植樹に加え、全国初となる広葉樹、桜やナナカマドなどを植栽したほか、次世代の森づくりの担い手である森林愛護少年団が初参加するなど、本県独自の取り組みを行った大会となりました。

なお、両陛下によるお手まきは、植樹祭の前日に開催されており、本県では旧江刺市、現在の奥州市の林木市場を会場に、天皇陛下が南部アカマツ、皇后陛下が南部キリの種をお手まきされました。

4ページをお開きください。続いて、近年の開催状況等について御説明いたします。中央の赤い線までが過去5年間の開催県です。また、赤い線より下になりますが、2020年の島根県までは開催が決定し、2021年は滋賀県での開催が内定しているところであります。本県は2022年の開催に向けて招致の取り組みを進めてまいります。

平成25年の鳥取県から平成29年の富山県までの過去5年を平均しますと、開催規模は約7,000人。準備期間を含めた開催経費は約7億4,000万円となっております。また、今後の開催計画はことしが福島県、2019年が愛知県、2020年が島根県、2021年が滋賀県となっております。開催場所については、開催年の3年前の秋ごろに決定すると聞いており、ことし中に滋賀県の会場が決定する予定です。

次に、5ページをお開きください。続いて、2巡目の招致の狙いについて御説明いたします。本県の森林は、針葉樹と広葉樹のバランスがとれ、全国的にすぐれた木材や特用林産物を産出しているほか、水資源の涵養や県土の保全、地球温暖化防止など、さまざまな公益的機能を発揮するなど、県民共通の社会的な財産となっております。全国植樹祭の開催を通じ、この豊かな森林環境を次の世代に引き継ぐための県民理解の醸成や、林業の持続的で健全な発展が期待できるとともに、東日本大震災津波から復興した姿を全国に発信する絶好の機会となることから、2022年の招致を進めることとしたところです。

第73回(2022年)全国植樹祭の開催に向けた招致についての説明は以上でございます。

○**名須川晋委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**佐々木朋和委員** 説明をいただきまして、大変規模も大きくて、また岩手県の今後について大変必要な植樹祭であるなと感じたわけでありますけれども、今後の決定のプロセス、タイムテーブル等、また開催場所とかについても招致決定前に決めていくのか、そういったところを教えていただければと思います。

○**橋本森林整備課総括課長** まず、直近のスケジュールといたしましては、ことしの5月末までに国土緑化推進機構に対して、知事と公益社団法人岩手県緑化推進委員会理事長の連名で申出書を提出いたします。その申出書を受けて、ことしの8月には国土緑化推進機構の理事会において内定が確定すると聞いております。ただ、それ以上のスケジュールについては、まだ申出書を出す段階ですので、申出書の提出以降に国土緑化推進機構と協議いたしまして、詳細のスケジュールを決めていきたいと思っております。

したがって、開催場所等につきましても、その内定が出た後に設立する準備委員会

等で検討した上で国土緑化推進機構と協議し、決定していくものと認識しております。

○佐々木朋和委員 答えられる範囲で結構ですが、準備委員会というのはどういった組織で構成していくことを想定していらっしゃるのでしょうか。

○橋本森林整備課総括課長 準備委員会の構成員についてですけれども、他県の例を見ますと、学識経験者、林業関係団体、農業、漁業、商工業、観光などのその他団体、市町村、県機関の30名程度で構成しております。

○工藤勝子委員 それでは、国体では2巡目と言うのですが、全国植樹祭は2回目に入ってくるわけですが、これまでに2回開催している都道府県はどれくらいあるのでしょうか。

○橋本森林整備課総括課長 ちょっと今手持ちの数字がありませんので、後ほどまたお答えしたいと思います。

○工藤勝子委員 このように委員会に説明をするということは、ある程度の目標、なぜ招致をするのか、それから、ここには東日本大震災津波から復興した姿の発信とかとありますけれども、岩手県として招致するためのそういうメインテーマみたいなものをある程度訴えていかなければならないと思うのです。そういうものが決まらないままに委員会に報告をするということではなくて、もう少し詳細に決めて、こういう形で訴えて招致をするのだというような働きかけがあってもいいのではないかと思うのですが、そういう考え方はいかがでしょうか。

○橋本森林整備課総括課長 全国植樹祭の招致につきましては、さきの2月定例会において知事が発言しておりますとおり、県土の8割を占め、多様な樹種で構成されている岩手の森林の特色や、岩手の地域に根差した森林文化などを生かした岩手らしい内容を考えておきまして、東日本大震災津波から復興した姿を積極的に情報発信していきたいと考えておりますので、そういった考え方のもとに今後取り組んでいきたいと考えております。

○工藤勝子委員 ぜひそういう形の中で、もう少し決まってから、もう一度報告をお願いしたいと思います。

経費のお話もありましたが、約7億4,000万円ということですので、この分については国土緑化推進機構で何割負担するとか、県負担はどのくらいというようなことはわかっているのでしょうか。

○橋本森林整備課総括課長 開催に必要な財源については、他県の例を見ますと県費負担が9割以上、ほかには企業からの協賛金や緑の募金等で賄われていると聞いておりますので、なるべく既存施設を使うといった形で、費用も節減しながら対応していきたいと考えております。

○工藤勝子委員 では、国土緑化推進機構が主催になっているわけですね、公益社団法人ですけれども、ここでは何も負担しないということですか。

○橋本森林整備課総括課長 大変失礼しました。他県の例では国土緑化推進機構が500万円ほど負担していると聞いております。

○工藤勝子委員 企業からもいろんな支援をいただくということでもありますけれども、かなりの県の負担が発生するのではないかと考えております。そういう部分について、招致が決まったならばこの予算計画を考えていくという考えなのかもしれませんけれども、県として出す金額はかなり大きいのではないかなと考えているところでもあります。そういう部分において、ある程度基金の積み増しとか、そういうことも考えていらっしゃるのか聞きたいと思います。

それから、もう一点、全国から岩手県に入ってきたときに一番気になるのは、この前の全国植樹祭でも天皇陛下が南部アカマツをお手植えされたということがあります。ところが、全国から岩手県に、花巻市とかに来たときに、今の山林の整備をどう見られるでしょうか。私は、遠野市からここまで来るわけですが、松枯れのアカマツがあちこちに見えて、枯れた木がそのまま立っているわけです。そういう中で全国植樹祭を開催して、全国から来た人たちから岩手県の山はどうなっているのだと思われるのではないですか。2022年に全国植樹祭を招致するまでにそういう部分をきちっと整備できるのでしょうか。やはり、奥山は仕方ないとしても、まず見えるところの山をきれいに整備するとか、新たな植林を進めるとか。多分民有林もありますので難しい部分があるのでしょうかけれども、でも全国から来た人たちは国有林なのか、民有林なのか、そういう境は考えないと思うのです。全国植樹祭に来ましたけれども、岩手県の山は随分ひどいですね、里山がひどいですねと言われるような状況では、私は招致する意味がないのではないかなと思うのです。反対ではありません。確かに招致してよろしいでしょう。いいのですけれども、例えば今のいわての森林づくり県民税で広葉樹のために奥山でいろいろ整備しているわけですが、これからはまずみんなの目に見える里山に使っていくような方針はないですか。

○橋本森林整備課総括課長 回答の前に、先ほどの2巡目の都道府県はどれくらいかという御質問ですが、21都道府県となっております。

それから、今御質問がありました基金の積み増しといった費用の関係については、基本的には準備委員会の中で検討するものですが、早い時期から検討するということで、我々としても既存の施設を活用して、なるべく費用がかからないような形に持っていきたいと考えております。

それから、アカマツの松くい虫被害につきましても、今までは被害が出たら駆除するというような形でやってきましたけれども、最近では、紫波町の山を見ればわかるのですが、松の被害があった山の松を全面的に切って、新たに違う樹種を植える樹種転換という作業もかなり行われています。我々としてはそういった面的な形で、被害のある山を整備して、きれいな山づくりに努めていきたいと考えております。

○大畑林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税を活用した里山の整備についての御質問ですが、いわての森林づくり県民税による森林整備については、今は人工林を対象とするということで取り組みを進めております。里山林となると天然林も入ってくるわけですが、そういったところにつきましては、地域の住民の皆様、あるいはNPO

などが里山林の整備と合わせて森林環境教育を行うといった場合にいわての森林づくり県民税で支援をしているところでもあります。いわての森林づくり県民税を直接使って里山林を整備していくことについては、これまでもさまざまな御意見を頂戴しておりますので、そういったところを含めまして、今後のいわての森林づくり県民税のあり方の中で検討していきたいと思っております。

○阿部技監兼林務担当技監 森林整備の今後のあり方についてですが、今、戦後造林した針葉樹がやっと利用期を迎えてきたということで、山に活気が出てきております。そういった流れの中で、残念ながら再造林とか循環利用になかなかまだ結びついていない部分がありますが、この全国植樹祭を招致することによって、業界の方々を含めて次の世代にしっかり引き継いでいかなければならないという機運を盛り上げてまいりたいと思います。

また、アカマツについては、岩手県林業技術センターで抵抗性のアカマツ苗木の品種をつくっております。やはりアカマツの適地にはその抵抗性のアカマツを植えていきたいと考えております。あとは先ほど大畑林業振興課総括課長から答弁があったとおり、いわての森林づくり県民税による既存の事業を活用して樹種転換や更新伐をしっかりと業界の方々に行っていただいて、次の世代にしっかりと森林資源を引き継いでいくような形にしていきたいと考えております。

○工藤勝子委員 全国植樹祭を招致するに当たって、今林務担当技監からお話があったわけですが、年次計画が非常に大事になってくるのだらうと思います。そういう中において、里山整備のいろいろなNPOとか地元の人たちに山に対する愛着心を植えつけることも非常に大事でしょうけれども、この辺のところを2022年度の前に、3年計画か何かの計画をしっかりと立てて整備するような方向を示すことができますでしょうか。

○阿部技監兼林務担当技監 現在森林資源循環利用促進ビジョンを林業の分野で策定しておりますが、それが平成31年度までという計画になっております。今般次期総合計画の策定もありますので、それに合わせて林業のあるべき方向性についても当然見直しが必要だと考えております。

委員御指摘のように、短期間では山の状況が変わるわけではありませんけれども、50年先、あるいは次の世代にしっかりと岩手県の良い森林環境を引き継げるような計画を、今を生きる我々がつくっていかなければならないと考えております。次期総合計画の中にどれだけ盛り込めるのか、別途ビジョンという形でお示しするのかはまだ現時点では即答できかねますけれども、そういったことをしっかりとお示しできるようにしていきたいと考えております。

○工藤勝子委員 やはり、市町村との連携というのが非常に大事になってくるのだらうと思っています。県だけでそういう松くい虫対策をすることもできないでしょうし。全国植樹祭の招致の報告は市町村にはなされているのでしょうか。こういう計画を立てて、それに向けて里山の整備をしっかりとしていくという会議などもぜひ一緒に開催しながら進めていってほしいと思いますけれども、所感があればお伺いして終わります。

○**阿部技監兼林務担当技監** 市町村との連携ですが、今般国では税制改正において森林環境税、さらには森林経営管理法案について審議がなされているところです。その法案の中では、現場に一番近い市町村が主体となって森林整備、あるいは林業の方向性を示していくべきものと位置づけられていると伺っております。今後、県もちろんですが、市町村、林業関係団体、あるいは一般の県民の方々も含めて、一緒になって岩手県の森林を考え、そして行動していただけるようにしていければと考えております。

○**佐々木努委員** 今回 2022 年に全国植樹祭を誘致するという話が出たときに、正直ちょっとびっくりしました。2年ぐらい前に担当課の課長に、全国植樹祭をやるべきではないかということいろいろとお話を聞いたときには、予算的にも人的にも非常に厳しいという認識のようでしたので、繰り返しになりますが、招致するということが決まったことに驚いているのですが、その経緯というのはどういうことだったのでしょうか。例えば林業団体からぜひこれはやるべきだというふうな要望があったのか、それとも県の担当課から何としてもやりたいという話をして、知事がではやろうということになったのか。それとも、国土緑化推進機構から、ぜひ岩手県でやってほしいという要請があったのか、その辺の経緯についてお伺いしたいと思います。

○**橋本森林整備課総括課長** なぜここに来て招致することになったのかという御質問だと思いますが、一つは岩手県議会からも招致についての御意見が出されておりましたし、林業団体で構成する岩手県森林・林業会議から開催の要望が来ていたということもありましたことを含めて今回の招致に乗り出すことになったところです。それから、東日本大震災津波から約 10 年を経過したということで、最も早いタイミングとして全国にも復興の状況などを発信していきたいということもありまして、今回の招致を目指すということになった次第でございます。

○**佐々木努委員** わかりました。5月末までに申出書を提出すると、来年には正式に決まるということになると思うのですが、岩手県以外で手を挙げているところがあるのか。その際は審査の上決定されると思いますが、だめなときはその翌年とか、そういう形になるのか、その辺の見通しについてお願いします。

○**橋本森林整備課総括課長** 先般、国土緑化推進機構の方と打ち合わせをした際には、他県からという話は特に聞いておりません。岩手県から申出書が出てくる流れになるという話は国土緑化推進機構から聞いています。

○**佐々木努委員** 前日のさまざまなレセプションとか、後継者大会も含めて2日間の行事だということによろしいですか。

○**橋本森林整備課総括課長** 他県を参考にしますとそういう内容になりますが、考え方としてはこれから設置します準備委員会等の中で、こういった仕組みにするかとかを含めて検討して、具体的な内容が決まっていくものと考えております。

○**佐々木努委員** 最後にします。先ほど工藤勝子委員からもお話がありましたけれども、2022 年開催と決まりましたら、やはりある程度の森林整備はそこに向けて進めていかなけ

ればならないと思いますし、逆にこれはチャンスではないかと私は思っています。もっと岩手県の林業には頑張ってもらいたいと思っていますので、2022年までにこういうところをしっかりと整備していくという計画を立てて、予算についてもそのような説明をしていただいて、しっかりと確保してもらおう。決まったらぜひそういう取り組みをやってほしい。我々も応援したいと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○**神崎浩之委員** 資料の4ページですけれども、近年の開催状況ということであります。東北や北海道、関東も少ないようすけれども、東北で招致がないのか、どういう関係で南のほうが多いのか、東北には人気がないのか、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

それから、予算規模が少ない新潟県長岡市と長野県長野市を見たら、この二つは屋内会場ということですが。安上がりにしたいという意味ではないですが、イメージ的には3ページの写真ですけれども、屋内会場での開催というのはどういう感じなのか教えていただきたいと思います。

○**橋本森林整備課総括課長** 新潟県と長野県が屋内会場での開催ということですが、私の知っている情報では、長野県のエムウェーブという会場は木造の大型のドームのような施設でして、木造との関係で屋内会場で開催したということになります。経費そのものは資料のとおりになっております。ただ、本県で屋内施設で云々ということについては、これから準備委員会が立ち上がりますので、その中でどういった会場がいいのかも含めて考えていきたいと思っています。

それから、東北については、ことし福島県が海岸防災林を会場として開催いたしますので、今度は本県で開催するという形になっているのかと思います。それから、秋田県では平成20年に開催しています。北海道が平成19年に2回目の開催をしております。

○**神崎浩之委員** 今秋田県の話もあったのですが、秋田県では鹿角市かどこかに木材を使ったドームがありましたね。あそこでやったのかどうか、わかれば教えていただきたい。

先ほどの説明で、資料5ページに、(3)、東日本大震災津波から復興した姿の発信というのは、他県にはないということで、非常にいい時期に、いいことだと思っておりましたが、右側の写真を見ると、先ほどの八幡平市会場のイメージからすると、実際、沿岸でやっても何も木を植えていないのではないのか。植えていないというか、緑が華やかではないような感じです。例えば東日本大震災津波の復興を見ていただき、こういうところで全国植樹祭ができるということは非常にいいことだと思っています。ただ、見ばえがどうなのかなど、今であればインスタ映えがしないのではないかなど思ったりするのです。

そこで、ことし福島県で開催するということが、ここが一番聞きたかったことなのすけれども、南相馬市の海岸防災林が開催場所ということになります。ことしのことなので詳しくわかっていると思うのですけれども、どういう感じで、どういう場所で、どういうことが行われるのか、この中身について参考にしたいと思っていますので、福島県の展開について伺いをしたいと思います。

○橋本森林整備課総括課長 秋田県のドームの件については、私のほうでは承知しておりません。申しわけありません。

それから、この資料5ページ目は本県の防潮林の状況ですが、福島県の会場は、こういった形の海岸防災林で開催するものと聞いております。いずれ福島県の防災林は、本県の防災林と同じような光景かと思います。福島県については、これから我々も現地に行って、こういった形の成果になるのか引き続き調査したいと思いますし、それを本県で開催する際の参考にして取り組んでいきたいと思っております。

○神崎浩之委員 資料3ページのこの写真もいいのですけれども、せっかくでありますので沿岸の東日本大震災津波から復興した姿、これを強く頭に入れていただいて、研究していただいて、進めていただきたいなと思っております。

そこで、福島県での開催の日にはもちろん決まっていると思っておりますけれども、その辺を教えていただきたいと思っております。

○橋本森林整備課総括課長 福島県での開催は、ことしの6月10日になっております。

○高田一郎委員 ことし8月の国土緑化推進機構の理事会で内定するというスケジュールのようですが、決定されるのはスケジュール的にはいつごろになるのか。

また、内定や決定に至るまで、こういった条件をクリアすれば内定、決定されるのか、一巡したから決まるものなのか、そういった条件があるのかというのが一つです。

それから、開催に当たっての財源の負担については、岩手県が9割で機構が500万円、そのほかは企業負担ということで、大変な地方負担になるのではと思うのですが、過去の開催規模と予算規模を見ますと、かなり予算を確保すれば開催の規模も大きくなるという状況なのかなと思います。岩手県は9割負担ということですが、これまでも開催県は全て、あらかじめ都道府県が負担しているものなのか、過去に国が負担した経緯はないのか、その辺のところを教えてください。

○橋本森林整備課総括課長 先ほど説明いたしましたように、内定についてはことしの8月ごろになるかとは思いますが、開催県の決定については、他県の事例を見ますと約1年後ぐらいになるということになっています。

また、費用の関係ですが、他県の事例では9割程度が県の負担ということになっておりますし、国の負担は特にございませぬ。

それから、決定の条件も特になくて、いずれ国土緑化推進機構に説明し、お願いするといった形で決定するというプロセスになっております。

○高田一郎委員 こういう条件をクリアすれば内定、決定するというのは、特になんかということですね。開催県の9割の負担についても、過去に国の負担はなくて、それぞれの開催県がかなり負担をしているということですね。

それで、まだ内定、決定にならないので、具体的な話を聞いてもこれから検討するということだと思うのですが、大規模なイベントになりますので、恐らく内定した段階で基本構想をつくるのでしょうか、どういう内容で、どういう規模で進めるかによって場

所も決まってくるし、財源も決まってくると思うのです。県民参加で構想をつくってやっていくべきだと思うのですが、今後の開催に向けたスケジュール、プロセスといったものを他県にも学んで対応していくべきだと思うのですが、具体的なスケジュールはどのようなになっているのか教えていただきたい。

○橋本森林整備課総括課長 開催までのプロセスですが、これは先ほどから何回か言っておりますけれども、内定が出た後に準備委員会を設置する予定ですので、基本的にはそのプロセス等も含めまして準備委員会や国土緑化推進機構で検討進めていくということです。ちなみに、他県の例を説明いたしますと、基本構想については、おおむね内定が出た8月ごろから着手しておりまして、基本構想をつくった後、基本計画、実施計画といった形で、3種類の構想、計画をつくっているというのが例です。

○柳村一委員 1点だけ確認させていただきたいのですが、資料4ページの予算規模が少ないところは3億5,000万円ほど、多いところは10億円ぐらいになっています。計画によって差があると思うのですが、事業費の内訳としてはどういう使われ方をしているのか、わかればお教えいただければと思います。

○橋本森林整備課総括課長 事業費の内訳についての御質問ですが、細かい資料を持っていませんけれども、基本的には参加者を送迎するバス、参加者に必ず配布いたしますパンフレット、記念品といったものがあります。それからスタッフ、企画のイベントに係る費用といったものに費用がかかるものと考えております。

○柳村一委員 そうしますと、この数字を見てもそうなのですが、開催計画の時点の人数の規模によって金額が上下すると理解してよろしいのでしょうか。

○橋本森林整備課総括課長 委員がおっしゃることが大きな要因かと考えておりまして、開催人数の多いところについては当然予算規模も大きくなっていくということになっていると思います。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって第73回全国植樹祭の開催について調査を終了いたします。

この際、執行部から岩手競馬の発売状況等について発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池競馬改革推進監 岩手競馬の発売状況等につきまして概要を説明させていただきます。

お手元にお配りしましたA4判2枚組の資料をごらんいただきたいと思います。資料は大きく三つの項目に分かれております。

一つ目の項目は、平成29年度の発売状況でございます。平成30年3月26日で平成29年度の全日程が終了したところですが、最終的な発売額は294億7,100万円で、計画達成率は100.3%、対前年度比では111.4%となっております。また、当期利益は、平成30年

2月の競馬組合議会時点では7,100万円を見込んでおりましたが、最終的な当期利益につきましては現在精査中でございます。

次に、二つ目の項目でございますが、平成30年度の発売状況でございます。まだ1開催6日分の半分、開幕からまだ3日分でございますが、発売額の実績は9億700万円で、計画達成率は127.7%、対前年度比では135.9%となっております。また、他の主催者の勝ち馬投票券を発売する広域受託発売、こちらは平成30年4月4日からの発売となっております。

資料をおめくりいただきまして、三つ目の項目でございますが、参考といたしまして、平成30年度の開催日程等をお示ししております。今シーズンの岩手競馬は、馬と人が創る黄金物語2018のキャッチコピーのもと、魅力ある競馬の開催、お客様サービスの充実、安定した経営基盤の確立の三つの基本方針で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○**名須川晋委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**佐々木努委員** 今岩手競馬の発売状況について御説明いただきましたけれども、毎年自場発売が減少して、平成30年度もまだ3日間ですけれども、昨年の実績額よりもまたかなりの割合で減っていると。確かに広域委託とかインターネット販売は全国的に地方競馬で伸びていますけれども、もちろんここから手数料等を払わなければならないので、収益は減るわけですね、自場販売と比べれば。この自場発売をふやしていくことが競馬の健全経営のためには必要だと思うのですが、今年度どういう取り組みを行っていくとしているのか、この辺をお伺いいたします。

○**及川理事心得** 平成30年度は、3日間分で発売額前年度対比で83.7%という状況ですが、今年度は4月1日が日曜日で、日、月、火開催であった一方、昨年度は4月1日が土曜日で、土、日、月開催でしたので、昨年度は土曜日から月曜日、今年度は日曜日から火曜日という曜日のずれもあって80%台の数字となっております。平成29年度につきましても、対前年比で6.7%の減少ということですので、佐々木努委員からお話がありました自場対策につきましては、新規ファン拡大のための日曜競馬学校の開催回数の増ですとか、家族連れの誘客のためのポニーの乗馬といったイベント等の回数の増、スポーツ新聞への告知等、広報宣伝の部分で自場発売の促進に努めてまいりたいと思っております。

○**佐々木努委員** 入場者数を見ると毎年減っているわけですが、入場者の中にはJRA（中央競馬組合）の馬券だけ買って帰るという人たちも結構いらっしゃる、実質岩手競馬を楽しみたくて来ている人というのは激減しているのが実態だと私は認識しています。本当に岩手競馬を何とかしよう、岩手競馬を楽しみたいという方々に対してのアプローチ、サービスの向上ということをしていかないと、多分、自場発売はこれからもっともっと減っていくと思うのです。昔は大口の方々が大量に馬券を買っていたので売り上げが伸びていったのですが、今は若い人が来ても、例えば100円、200円しか買わないで遊んで帰るということで、売り上げが全然上がらないのです。ですから、ちょっと見方

を変えてその辺の対応というのを考えていくべきではないかなと。実際、私にもそういう形で馬券を買う知り合いの方々が結構いるのですけれども、そういうサービスが足りないという話も伺っています。入場者数をふやそう、新たな顧客の獲得ということもいいのですが、これまでずっと競馬を楽しんでこられた方々へのサービスをどう向上させていくかということも考えていかなければならないのではないと思いますが、いかがでしょうか。

○及川理事心得 地方競馬全体で自場入場者が減っているという現象はどこも同じでして、委員からお話がありましたようにJRAだけの馬券購入の方も中にはいらっしやいます。委員からいただいた意見を参考にして、自場発売、入場者増の促進のために検討してまいりたいと思っております。

○高田一郎委員 私は、主要農作物種子法が3月をもって廃止となりましたことに対する県の対応について質問したいと思います。

主要農作物種子法は、これまで国が財政支援をして、都道府県がいろいろな種子を確保して、農家に安価に種子を提供するということで、食料生産に果たしてきた役割は大変大きいと思うのです。しかし、これが廃止になりまして、全国の都道府県では条例をつくったり、要綱を見直したりといった対応をしているところでもあります。岩手県として、主要農作物種子法が廃止になったことに伴い、4月以降にどのような対応をされているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤水田農業課長 主要農作物種子法の関係でございますけれども、平成30年4月1日をもって主要農作物種子法が廃止になったということです。県におきましては平成30年3月30日に、岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要綱を制定いたしましたので、今までと同様に原種の供給、種子生産の指導、奨励品種決定調査等を行うことにしておりますので、従前どおりの体制は整っていると認識しています。

○高田一郎委員 主要農作物種子法が廃止されても従前どおりの対応だというお話でしたけれども、今のお話によりますと要綱を見直したということですよ。要綱を見直したということと、従前どおり変わらないということの関係がよくわからないのですけれども、どのように要綱が見直されたのか。県の役割は従前と比べてどうなのか。その辺の違いについて、要綱のどういったところが見直されて、県はどのような役割になったのか、わかりやすく説明してもらえませんか。

○佐藤水田農業課長 これまでですと、国の法律に基づいて県で規則をつくりまして、規則に従っていろいろな原種の生産、種子の生産指導、奨励品種決定調査を行ってまいりましたけれども、今回新たに平成30年3月30日をもって、先ほど申しました県の要綱を策定しました。その要綱により、県の試験場等で原原種という、種子の前段階の原種をつくることとし、また、種子の生産指導につきましては農業改良普及センターが種子場の農協や協議会等の指導を行ったり、種子の発芽試験、品種の試験も県で行うことになりました。

もう一つ、奨励品種決定調査については、銀河のしずく、金色の風のように、新たに奨励品種として栽培、作付するものにつきましても、事前に試験圃場においていろいろな特

性等について試験を行っているところでございます。

○高田一郎委員 主要農作物種子法が廃止されても従前どおりの対応なのですよという答弁ですね。でも、私は、要綱を見直したということについてわかりやすく説明してもらえませんかと聞いたのです。何も変わらないのであれば、要綱の見直しなんて必要ないと思うのですけれども、その辺をわかりやすく説明してもらえませんか。

○佐藤水田農業課長 失礼しました。法律に基づく県の規則については廃止し、新たに要綱を策定したということでございます。法律で位置づけられている県の役目についても、要綱において定めて、県が従前どおりにやっていくというふうにつくりました。

○高田一郎委員 従前どおり変わらないということですか、そうすると。県の役割も従前どおりと変わらないと、そういうことで理解していいのですか。はいと答弁してください。

○佐藤水田農業課長 済みません。従前どおり県の役割については責任を持ってやるということでございます。

○高田一郎委員 従前どおりの対応と変わらないということで安心しました。ただ主要農作物種子法の廃止が今年の国会で決まった後、農林水産省からの通知が平成 29 年 11 月に出されまして、私も読んで大変驚いた点があるのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

農林水産省の通知を見ますと、主要農作物種子法廃止後の都道府県の役割という項目の中にこのように記述があるのです。都道府県は、官民の総力を挙げた種子の供給体制の構築のため、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間業者に対して提供する役を担う、このように書いているのです。ということになりますと、早く民間事業者が取ってかわれるように、移行期のみにおいて都道府県が役割を果たして、その知見も民間に提供して、スムーズに民間企業への移行をサポートしなさいというように、国の通知を読むと受けとめられるのです。民間業者が参入するまでの間、知見を民間に提供しなさいと、県はその役割を果たすのだというような通知にしか私は受けとめられないのです。国の通知に対しての県の考え方についてお聞きしたいと思います。

○佐藤水田農業課長 平成 29 年 11 月に出されました国の通知については、そのように確かに書かれておりますけれども、種子に関しては、例えば野菜とか花とかについては民間業者がかなりのウエートを占めているかと思えます。ただ、主食であります米につきましては、責任を持って県がしっかりと種子を生産することが非常に大事になってくると思えますので、種子につきましては当分の間は県が主導して生産することになると思っております。

○高田一郎委員 そうではなくて、そういう楽観的な考え方の通知ではなくて、通知に書いてありますよね。民間業者が参入するまでの間、まず県が役割を果たして、あるいは県がこの間蓄積した知見については、どんどん民間に知見を提供していくのだという通知になっているのですよね。そういう通知ですよ。主要農作物種子法が廃止になったときに、

主要農作物種子法が廃止になった後も国はきちっと財政措置をしますよと、地方交付税で措置をしますよと、都道府県が責任を持って種子の生産に取り組むべきだという附帯決議がきちっと全会一致で採択されているのです。にもかかわらず、このような通知を出すというのは、附帯決議に反するものであるし、この内容を見ると都道府県の役割がどんどん後退していくような通知になっているのではないかと、一般的にそう解釈せざるを得ないのですけれども、その辺の心配、懸念といたしますか、この点について県としてどのような所感を持っているのですか。

○佐藤水田農業課長 今の民間業者の関係でございますけれども、今現在県で育種、あるいは品種開発をしておりますが、民間業者から、こういう品種、こういう種子があるという相談は今のところありませんし、民間での米の種子に関する開発につきましても、それほど進んでいないと実感しておりますので、当分の間はやはり県が責任を持って種子を生産していく形になろうかと思っております。

○高田一郎委員 そういった楽観的な解釈をされてしまうと、農家は非常に不安なところがたくさんあると思うのですけれども。

いずれ現在においても交付税措置できちっと予算を確保して、種子の生産、供給に対応していると思うのですけれども、どのぐらいの交付税措置がされて、実際どの程度財政措置をして、どういった事業をこれまで展開しているのか、その辺のことがもしわかれば教えていただけませんか。

○佐藤水田農業課長 交付税措置の中身につきましては、どの財源で、どの事業が来ているのか内訳というものがないと思っておりますので、主要農作物種子法に関してどのぐらいの交付税が来ているのかという部分につきましては承知しておりません。

○高田一郎委員 種子の生産管理にどれだけの予算が措置されているのですか。

○菊池農産園芸課総括課長 これまで県が実施してきた農業研究センターにおける原原種、原種の生産、奨励品種決定のための試験関係では、平成 29 年度当初予算で 1,982 万 3,000 円ほど、農業改良普及センターにおける種子生産圃場の指定、生産圃場、生産物審査、種子生産に係る指導関係では、平成 29 年度当初予算で 95 万 7,000 円ほどを措置しております。

○佐々木努委員 今全国的に遊休農地を活用したソーラーシェアリングという事業が進められていまして、岩手県でも今 2 カ所あって、遠野市で 3 カ所目をふやしていこうという計画があるようですけれども、私も先日、紫波町の施設を見てきました。そこでは太陽光のパネルの下で葉ワサビを栽培すると。仮に作物がとれなくても売電収入で経営が成り立つということで、全国的に見ればかなり広がりを見せています。

これは、農政サイドなのか環境サイドなのかちょっとわからないのですが、農業者をしっかりと育てていく、特に法人も含めた大規模農家を育てていく上で、そういう取り組みが結構大事なのではないかと思っただけですが、県としてソーラーシェアリングの可能性というものをどう考えていらっしゃるのか。また、そういうものに対しての県と

しての取り組みについて、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○**藤代農業振興課総括課長** 太陽光発電の農地での利用という観点から答弁をさせていただきますけれども、県内における太陽光発電を活用した農地転用の実績を見ますと、現時点で太陽光発電の許可件数は274件、面積ベースですと106ヘクタールぐらいがそういった形で利用されており、増加傾向にあります。

売電によって収入も上がりますし、また太陽光発電設置に当たって高い支柱を用いれば、その下で営農活動ができることになり、営農活動とそれ以外の副収入も得られるということで、非常に有効だとは思っています。一方でその売電の制度自体が、火力発電やバイオマス系の発電のみの売電が新たに受け付けられていて、太陽光発電については、現時点では新規の売電契約分は受け付けられていなかったかと考えていましたので、過年度の申請の分で引き続き行われていくものではないかと考えています。

○**佐々木努委員** 大型太陽光発電は受け付けられませんが、私も忘れてはいますが、ある程度の基準以下は大丈夫なので、その規模の太陽光発電の設置がどんどん今全国各地で進められています。岩手県もぜひそういうものに取り組んでほしいと。耕作放棄地の解消にもつながりますし。それから紫波町の施設での葉ワサビの栽培では、障がい者施設の入所者の方々にお願いして栽培管理などもしてもらおうということで、農福連携なども、これからそういうものを使った形で進めていくことができるのではないかと思います。県内にもう始まっているところがありますので、県としてもその辺のところを勉強していただいて、県ができる支援をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**藤代農業振興課総括課長** 大変失礼いたしました。委員御指摘のとおりで、先ほど申し上げましたとおり再生可能エネルギーの施設については、営農行為のほかにさらに農外での収入も得られるということで、農家所得の向上に寄与するものと思いますので、農地転用の許可が適正に行われた上で取り組まれるという観点で、県としても指導していきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 原発の事故から7年が経過したわけでありまして。そういう中において、当初問題がありました稲わらとか牧草とか、それぞれ保管されていると思っているのですが、現在の数量はどのくらいあって、放射線量はまだ測定しているのか。牧草はラップしていますので、空気や水も入らない状態で保管されていると思っているのですが、そういうものは新たにまた測定しているのか。だんだん少なくなっているというお話も聞いているわけですが、遠野市でも燃やすことができなくなりまして、保管しています。シイタケの原木もあるはずですので、その辺のところはどのような状況になっているのかお伺いいたします。

○**菊池畜産課総括課長** 汚染牧草等の保管、処分の状況についてですが、まず、原発事故に伴って汚染された牧草、稲わらの状況でございますが、牧草につきましては24市町で発生量が2万499トンありました。それが現在は91%が処理されて、9%残っているという状況です。

一方、稲わらにつきましては17市町で発生量が574トンありましたが、現在66%が処理されており、牧草に比べておこなわれている状況です。

また、堆肥につきましては、6市町で7,038トンが発生いたしましたが、こちらにつきましても40%弱の処理という状況になっております。

牧草につきましては焼却がかなり進んでいるという状況ですが、稲わら等につきましては、焼却できないものはラップして保管するという形で進めてきております。加えて、ラップが破れたりしたものにつきましては再度ラップをして、焼却に向けて保管しているという状況です。

放射線量につきましては、現在ははかかっておりません。市町村にははかるように呼びかけているのですが、なかなかそれが進んでいないという状況です。

○大畑林業振興課総括課長 原木シイタケの関係ですが、原木、ほだ木につきましては、発生量が大体3万トンとなっております。現在、ことし1月末の時点でありまして、約1万トンほどの処理が進んでおまして、約3割ちょっとの処理という状況です。

ほだ木につきましては、市町村において原則焼却処理ということで進んでおまして、少しずつではありますけれども、今年度は沿岸部のほうで焼却処分に着手するという事ですし、一関市ではチップ化して再資源化するという取り組みも進められております。そういったところも含めて、処理が進んでいない市町村に対しては助言をし、県としても処理が進むように取り組んでいきたいと考えております。

○工藤勝子委員 焼却等で処理がかなり進んでいるという状況だろうと思います。これに対して、例えば東京電力の対応はどのようになっているのか、国からの指示はどのようになっているのか。どうでしょうか。

○菊池畜産課総括課長 処理に伴う対応でございますけれども、牧草等につきましては岩手県で県単事業を実施しており、焼却や保管といった部分の対応をしております。なお、この事業に係る費用については、東京電力に対して損害賠償請求を行い、東京電力からもらっているという状況です。

○大畑林業振興課総括課長 汚染されたほだ木の処理につきましては、環境省の国庫補助事業を使って処分しております。国から直接市町村に補助されて、運搬や焼却、それらに要する経費は全て国庫補助で賄っているということで対応しております。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。当局の皆様、ありがとうございました。

委員の皆様には連絡事項がございますので、少々お待ちください。

連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月22日から23日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。